

## 岐阜市配食による高齢者等見守り事業実施要領

令和5年7月4日決裁

### (趣旨)

第1条 この要領は、高齢者等（65歳以上の者その他市長が特に必要と認めた者をいう。以下同じ。）が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる環境を確保するため、配食による高齢者等の見守り体制を整備する岐阜市配食による高齢者見守り事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (事業内容)

第2条 事業の内容は、配食による高齢者等の見守りを通じて、高齢者等の異変を発見した際の当該高齢者等の安否確認、親族等への連絡及び緊急時の必要な措置を講ずる体制を整備するものとする。

### (実施主体)

第3条 事業の実施主体は、岐阜市とする。

2 岐阜市は、事業が適切かつ円滑に行われるよう、次条に規定する協力事業者との連絡調整を図るものとする。

### (協力事業者)

第4条 この要領に基づく配食による高齢者等の見守り（以下「配食による見守り」という。）を実施する事業者（以下「協力事業者」という。）は、市内に在住する高齢者等に対し、定期的に配食を行うことにより、当該高齢者等の見守りを実施している事業者であって、事業の趣旨に賛同し、かつ、市長の登録を受けたものとする。

### (申込)

第5条 前条の登録（以下単に「登録」という。）を受けようとする事業者は、岐阜市配食による高齢者見守り事業の協力事業者登録申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定により申込書が提出されたときは、登録を受けようとする事業者の要件を審査し、登録を決定するものとする。

3 市長は登録を決定したときは、岐阜市配食による高齢者見守り事業の協力事業者登録通知書（様式第2号）により登録を決定したものに送付するものとする。

### (見守りの内容)

第6条 協力事業者は、配食による見守りを行った際に高齢者等の異変を発見した場合は、あらかじめ提供を受けた当該高齢者等の親族等の連絡先に連絡を行うものとする。ただし、当該高齢者等の身体又は生命の保護のため緊急性があると判断したときは、警察署又は消防署への通報その他必要な措置を講ずるものとする。

### (見守りの実績報告)

第7条 協力事業者は、毎年、当該年度の3月31日までに配食による見守りに関する実績を報告するものとする。

2 協力事業者は、前項の規定による実績の報告について、市の求めに応じ、その詳細を確認できるようにするものとする。

(守秘義務)

第8条 協力事業者及びその職員等は、配食による見守りを実施する上で知り得た情報を、その目的以外の目的のために利用し、又は漏らしてはならない。協力事業者及びその職員等になくなった後も、同様とする。

(協力事業者の登録の抹消)

第9条 協力事業者は、第4条の登録の抹消を希望する場合は、その1月以上前にその旨を文書により市長に届け出るものとする。

(庶務)

第10条 事業の庶務は、高齢福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。